**島牧村農業委員会委員候補者**

**募　集　案　内**

**令和２年２月１４日**

**「農業委員会法等に関する法律」が改正され、農業委員の選出方法が村議会の同意を得て村長が任命する制度に変更となりましたが、現在任命されている農業委員の任期が今年７月に満了を迎えます。これに伴って新たな農業委員の候補者を下記のとおり募集いたします。**

**１．募集内容**

**職　　名：　島牧村農業委員会の委員（島牧村の非常勤特別職員）**

**募集定員：　　７　名**

**委員任期：　令和２年７月１６日から令和５年７月１５日（３年間）**

**報　　酬：　会　長(年額)　１５５，０００円　委　員(年額)　１０４，０００円**

**２．募集方法**

**島牧村農業委員会の委員は、次の方法により募集します。**

**（１）村内全域又は地区からの農業者等による推薦（３名以上の推薦者が必要）**

**（２）農業者が組織する団体等からの推薦 (１団体の推薦者は１名)**

**（３）一般応募**

**３．業務内容**

**農業委員会総会（年約６回開催）における農地の権利移動や転用に係る許認可等の審議及び決定並びに担い手への農地の集積・集約化、耕作放棄地の発生防止・解消、新規就農の促進等に伴う現地での調査、指導及び監視業務等。**

**４．募集の要件**

**農業に関する識見を有し、農地等の利用の最適化の推進に関する事項その他農業委員会の所掌に属する事項に関しその職務を適切に行うことができる者で、ただし、次のいずれかに該当する者は除きます。**

**（１）破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者**

**（２）禁固以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者**

**(３)島牧村の職員及び教育委員、固定資産税評価委員など島牧村の執行機関の委員、村税及び村の公共料金の滞納者等**

**※　推薦・応募された方につきましては、評価委員会により農業委員としての適否等**

**について判断されます。　同順位の場合については、抽選により決定いたします。**

**５．提出書類及び提出方法**

**［提出書類］(農業委員会窓口で配付又は、ホームページからも取得することができます。)**

**（１）推薦の場合　島牧村農業委員会委員候補者推薦書（別記様式第１号）**

**（推薦する者が個人用・推薦する者が団体用）　(裏面へ続く)**

**（２）応募の場合　島牧村農業委員会委員応募届出書（別記様式第２号）**

**［提出方法］郵便又は持参により提出してください。（郵送は3月17日の消印有効）**

**※電子メール・ファックスによる提出は、受付できません。**

**［提出・問い合わせ先］〒０４８－０６２１　島牧村字泊８３番地**

**島牧村役場農業委員会事務局　電話０１３６－７５－６２１７**

**６．募集日程等**

**受付期間：令和２年２月１５日～３月１７日まで《必着》**

**※　推薦・応募状況については、中間報告及び終了報告をホームページ、全戸配付により実施**

**する予定です。又、募集定数に満たない場合は募集期間の延長や再募集を行う予定です。**

**（一般応募者・推薦者・被推薦者の氏名・職業・年齢及び性別等は公表されます。又団体が推薦する場合については、名称・代表者・構成員等が公表されます。）**

**現法では、農業委員の中に利害関係の無い中立公正な立場の方が1名以上含まれることや女性・青年の積極的な登用についても求められております。**

**農業関係者の方はもとより、村の農業に関心があり、今後の島牧の農業の発展に関わって**

**いきたいと思われる方は、積極的に応募して下さい。**

**７．農業委員会法等の制度の概要については、次のとおりです。**

**1.農業委員会の役割が「農地等の利用の最適化の推進」として強化されます。**

**農地法によりその権限に属された事項だけでなく、農地等の利用の最適化(担い手への農**

**地利用の集積・集約化、耕作放棄地の発生防止・解消、新規参入の促進)の推進が必須業務となります。**

**2.農業委員の選出方法が変わりました。**

**・公選制から任命制へ**

**農業委員の選出方法は、前回から公選法に基づくものから、村長が議会の同意を得て任命する方法に変わりました。**

**村長は、任命に当たって、あらかじめ地域の農業者や農業団体に候補者の推薦を求め、公募も行います。**

**推薦と応募の結果は公表が義務付けられ、村長はこれを尊重することが求められています。**

**・利害関係者以外も登用　（中立委員）**

**農業委員会の所掌事務に関して利害関係の無い者を１名以上含めることが求められ**

**ています。**

**・女性や青年の登用促進**

**農業者の年齢、性別等に著しい偏りが生じないように配慮することが求められています。**

**このため、女性や青年の登用に向けた機運を高めることが急務となります。**